平成２２年（フ）第３９号
大分県中津市大字上如水753番地
債務者　小谷瀬とよみ
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第４２号
大分県中津市大字上如水753番地
債務者　小谷瀬克彦
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第１２８号
福井県あわら市下金屋第30号21番地70
債務者　大東　利行
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
福井県坂井市春江町江留上中央１番地８　ハイムビスターリⅡＢ－１
債務者　長谷川悦子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
長野県飯山市大字飯山2185番地２　本町西団地476
債務者　宮本　幸子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
長野市新諏訪１丁目16番24号、前住所長野市大字栗田653番地239
債務者　依田　幸雄
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
長野市新諏訪１丁目16番24号、前住所長野市大字栗田653番地239
債務者　依田今朝美
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０４号
兵庫県伊丹市荻野西１丁目７番２―102号
債務者　藍原　和恵
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１２号
徳島県三好市池田町州津藤ノ井419番地
債務者　矢川　達也
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第１３号
徳島県三好市池田町州津藤ノ井419番地
債務者　矢川　洋子（旧姓上平瀬）
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第４１７号
北九州市小倉南区中吉田６丁目16番21号
債務者　廣末　幸嗣
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４２６号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目10番６―202号
債務者　河野　友美（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４４０号
北九州市八幡西区熊西１丁目３番11―806号
債務者　フジカラープラザ祇園こと　佐藤　典子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４４１号
北九州市八幡西区熊西１丁目３番11―806号
債務者　佐藤　　幹
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４４２号
北九州市八幡西区熊西１丁目３番11―806号
債務者　佐藤　　尚
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４５１号
北九州市八幡西区力丸町11番６―310号
債務者　橋元エイ子（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４９０号
北九州市八幡西区町上津役西３丁目10番６号
債務者　山﨑　和也
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４９１号
北九州市八幡西区町上津役西３丁目10番６号
債務者　山﨑しづ江
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部